

③「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

【改正の背景】

- 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税(みなし譲渡益課税)が課せられる。このような課税が再生を妨げる場合も。
- 他方、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。

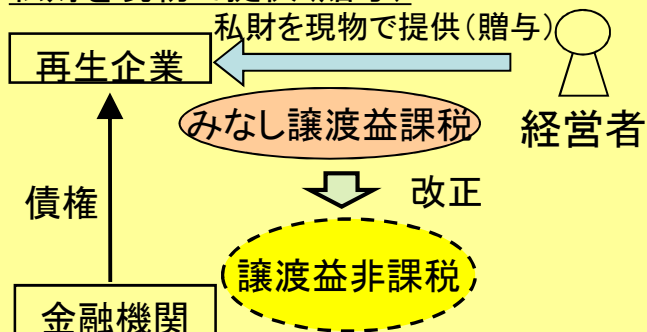
【改正の内容】

「合理的な再生計画」^(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、以下の要件の下、譲渡所得を非課税とする

- ①その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ②その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。

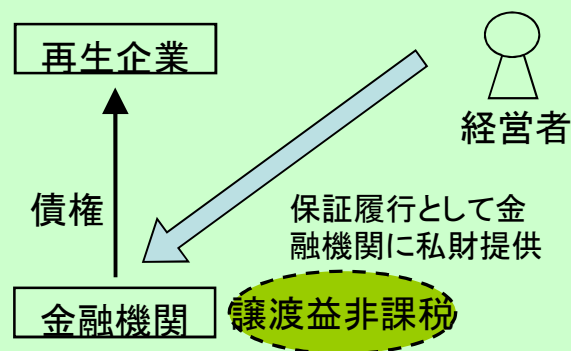
【今回措置されたもの】

- 再生企業に対して私財提供
私財を現物で提供(贈与)



【これまでも認められていたもの】

- 金融機関に直接私財提供



(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。 6